

平成25年度 第25回 役員会議事要旨

日 時 平成26年3月14日（金） 10時30分～12時13分

場 所 大学本部3階学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，宮崎理事，

欠席者 岩本理事，吉田理事

陪席者 川上監事，向井監事

○ 学長から，平成25年度第22回役員会議事要旨の確認依頼があった。

【 審議事項 】

（ 一括審議事項 ）

学長から，2月26日及び3月5日開催の役員会，また3月5日の経営協議会（持ち回り審議）で審議した結果，特に問題点等なかった2案件について一括審議する旨の説明があった。

また，総務課長から，一括審議事項の概要について次のとおり説明があり，審議の結果2案件すべて了承された。

- （1）平成24年度剰余金の繰越承認に係る目的積立金及び事業計画について
本件は，承認を受けた平成24年度の剰余金について，「国立大学法人佐賀大学目的積立金の取扱いについて」に基づき，目的積立金とし，事業計画を決定する案件。
- （2）平成26年度国立大学法人佐賀大学予算編成の基本方針（案）について
本件は，本学の平成26年度予算編成の基本方針を策定する案件。
- （3）再雇用職員就業規則の一部改正について
学長から，本件について，本法人出身で他の国立大学法人等において退職した職員を再雇用可能とすることに伴い，所要の改正を行うものである旨の説明があった。
次いで，人事課長から，改正の概要等について，定年退職を迎えた事務系幹部職員については，原則として定年退職を迎えた法人において「継続雇用」することとなっているが，人事異動の事情，当該幹部職員の諸事情により，

出身法人で雇用することが望ましい場合があり、平成25年3月8日に国立大学協会総会において「定年退職を迎えた国立大学法人の幹部職員の雇用の在り方について（申合せ）」が定められたこと、それを踏まえ九州地区国立大学法人等事務・技術系職員人事委員会において「九州地区国立大学法人等幹部職員人事交流方針」に定年退職後の再雇用は、家庭事情等のやむを得ない事情があるときは、本人の希望等を考慮し推薦法人においてできる限り雇用するよう配慮するものとするとして定められたこと等の趣旨の説明があった。さらに、平成26年3月6日開催の人事制度委員会において審議・了承済みの説明があり、審議の結果、了承された。

役員から、再雇用職員の事務配置等について意見があった。

(4) 職員休職規程の一部を改正する規程の一部改正について

学長から、本件は、研究無給休職について、制度導入後の効果、また、医学部・附属病院の特殊性を鑑み、今後も医学部及び附属病院に限った制度として継続する案件である旨の説明があった。

次いで、人事課長から、改正の概要として、平成22年10月に医学部（附属病院を含む）から研究無給休職について提案があり、医学部及び附属病院のみに適用するとして時限付きで規程を改正し、今後、法人化後の研究休職制度について検討することとしたが、やはり有給の研究休職制度の運用は難しく、また、医学部以外の他学部においては、法人化後に制定されたサバティカル研修制度（代替に必要な経費が措置される）を利用して長期研修することが可能となっていること、これまでの制度導入後の効果、また、医学部・附属病院の特殊性を鑑み、今後も医学部及び附属病院に限った制度として継続するものであること等の説明があった。さらに、平成26年3月6日開催の人事制度委員会において審議・了承済みの説明があり、審議の結果、了承された。

(5) サバティカル研修実施規程の一部改正について

学長から、本件は、学生支援室の設置及び代替措置に必要な経費を措置する学部全学教育機構を加えることに伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、改正の概要として、部局に専任教員が配置されることとなった学生支援室を追加すること、また、代替措置に必要な経費を措置できる学部全学教育機構を加えること等及び平成26年3月6日開催の人事制度委員会において審議・了承済みの説明があり、審議の結果、了承された。

(6) 平成27年度佐賀大学入学式の日程について

学長から、本件は、平成27年度佐賀大学入学式の日程について、変更を提案する案件である旨の説明があった。

次いで、総務課長から、平成27年度の入学式の日程は、平成26年度の学事の基礎となる学年暦及び年間行事予定とともに、平成25年10月30日の役員会において審議決定されていたところであるが、今般、さが桜マラソン大会会長から、「さが桜マラソン2015」を開催するに当たり、大会当日の平成27年4月5日（日）に文化会館を使用するため、すでに本学が予約していた会場使用日程の変更の依頼があったこと、また、すでに2月21日の教育研究評議会で審議・了承いただき、各学部教授会へも周知・了承であることの説明があり、審議の結果、了承された。

また、学長から、今後の入学式の日程は、「さが桜マラソン」の日程を考慮するようとの指示があった。

(7) 寄贈に伴う感謝状の贈呈について

学長から、本件は、旧佐賀大学と佐賀医科大学の統合10周年を記念して建設された美術館の新築に伴い、油絵「黒土」（100号）及び「唐津湾の眺め」（130号）を画家内山孝氏本人から寄贈をいただいたことに対し、感謝状の贈呈を提案するものである旨の説明があった。

次いで、総務課長から、本学感謝状贈呈規程第2条第1項第1号の「本学の運営のために一定額以上の寄附又は寄贈を行った者」に該当する旨、感謝状は郵送する旨の説明があり、審議の結果了承された。

(8) 余裕資金の運用について（案）

学長から、本件は、運用対象金融機関の格付けについて、文部科学省の通知に合わせた改正を行う案件である旨の説明があった。

次いで、財務部長から、趣旨及び提案のポイントとして、本学の余裕資金の運用は、「国立大学法人佐賀大学における資金管理（運用）について（平成16年11月14日学長決裁）」（平成25年3月15日役員会一部修正承認）により届出を行った金融機関を対象に入札方式で実施しているところであるが、運用対象金融機関の格付けについて、文部科学省からの平成20年3月28日付け通知「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務上の余裕金の運用に関し文部科学大臣の指定する有価証券の指定について」に合わせ改正すること、平成26年度の運用益の使途については、中期目標・中期計画の国立大学法人評価の観点から、教育研究の充実や学生支援等に使用するとの説明があり、審議の結果、了承された。

(9) 佐賀大学プロジェクト研究所の認定について

中島理事から、本件について、平成24年3月に制定した「佐賀大学プロジェクト研究所規程」に基づき、平成26年度第1次分として、平成26年4月以降に設置を希望するものについて、平成26年2月28日を応募締切

日として募集を行った結果、6件の認定申請があり、本役員会で審査し、認定としたい旨の説明があり、審議の結果、了承された。

また、学長から、プロジェクト研究所は学際的なものであって欲しいので、ヘルスプロモーション研究所には、是非医学部関係者も入ってほしい旨の発言があった。

- (10) その他
特になし。

【 協議事項 】

- (1) 佐賀大学教養教育運営機構の廃止に伴う関係規則等の一部改正について
学長から、本件は、佐賀大学教養教育運営機構の廃止に伴い、関係規則等について、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、総務課長から、改正の理由及び概要について説明があり、本学の規則管理システム（約788件）のうち、今回、改正対象となるものが51件であること、また、役員会や教育研究評議会の議を経る必要のあるものは、原則として「規則」以上であること、今回、「佐賀大学附属図書館運営委員会規程」については、単純に教養教育運営機構長の削除ではなく、新たに「全学教育機構副機構長1名」へ修正することから、内容を鑑み、諮ることとしたこと等の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

- (2) 国立大学法人佐賀大学評価の実施に関する規則の一部改正について

学長から、本件は、現行の自律的な自己点検・評価体制や評価結果を活用したマネジメントサイクル等の実情に則した見直しを行うことに伴い所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、企画評価課長から、改正の概要として、①外部評価の実施サイクルの見直し、②部局等評価の実施単位の整理、③学部等以外の部局については、その特性に応じた評価領域の設定を可とすること、④ステークホルダーからの意見聴取を評価項目の一つとして整理、⑤自律的なマネジメントサイクルによる評価結果の活用等である旨の説明があった。また、審議経過について、先の大学運営連絡会で、構成員からの意見を踏まえ詳細な説明を行ったことの説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

- (3) 佐賀大学成績判定等に関する規程の一部改正について

学長から、本件は、佐賀大学成績判定等に関する規程の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、教務課長から、改正の概要等について、①成績判定において、「佐賀大学学士力」に照らして、学習成果の総合的な判断基準及び学習目標の達成を反映させた評価基準とし、認証評価の観点に沿うものとする、②成績判定を行うことができない科目については、放棄として取り扱うことを明記したこと、また、平成26年2月18日開催の大学教育委員会で審議了承されている旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

学長から、第8条の出席状況不良の定義について、統一することが必要ではないか、また、「放棄」の文言については別の表記ができないか等の意見があった。

(4) 佐賀大学における民間機関等との共同研究取扱規程及び佐賀大学受託研究取扱規程の一部改正について

学長から、本件は、外部資金の弾力的、機動的な運用のため、受入れ手続きの更なる迅速化を図っていくため、所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

次いで、研究協力課長から、改正の概要として、共同研究及び受託研究の受入決定権者は、本来、学長であるが、受入れ手続きの迅速化を図るため、規程により受入決定権限を部局長に委任しており、部局長の受入決定に当たっては、教授会等の議を経て行っているところであるが、教授会等は月に1回程度しか開催されないため、その開催日後に申込書の提出があったものについては、原則として次の開催まで待たされるといった状況にあること、本来、外部資金は、各制度の趣旨に沿って、弾力的、機動的に運用することが求められており、その受入れに当たっても、手続きの更なる迅速化を図っていくことについて、関係教員からの要望も少なくないこと、申込みから受入決定まで、より短期間で処理できるよう、教授会等において行われてきた受入れ審査機能を部局長に一任することとし、加えて、学長が行うこととなっている教育研究評議会への受入報告を廃止し、随時グループウェア等を通じて公表すること等の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(5) 国立大学法人佐賀大学国際交流推進センター教員選考規程の一部改正について

学長から、本件について、国際交流推進センターの教員選考委員会の委員に全学教育機構から選出された運営委員会委員を加えることに伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、国際課長から、改正の概要について、国際交流推進センターの教員選考委員会の委員に全学教育機構から選出された国際交流推進センター運営委員会の委員を加えることの説明及び平成26年2月24日開催の国際交流推進センター運営委員会で審議・了承されている旨の説明があり、協議

の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(6) 平成26年度国立大学法人佐賀大学年度計画(案)について

学長から、本件は、本学の平成26年度年度計画を文部科学省に提出する案件である旨の説明があった。

次いで、企画評価課長から、国立大学法人法第35条において読み替え、独立行政法人通則法第31条の規定により年度計画を作成し文部科学省に届け出る旨、また、これまでの作成過程、年度計画の内容、定員の変更内容、今後のスケジュール等の説明があり、協議の結果、直近の教育研究評議会、経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することが了承された。

(7) Microsoft 包括ライセンスについて

学長から、本件は、教育研究支援強化等のため包括ライセンスを導入する案件である旨の説明があった。

次いで、中島理事から、導入の目的として教育研究支援強化、ソフトウェア資産の適切な管理による情報コンプライアンスの強化、情報基盤整備に係る経費の抑制について説明があった。

また、松前総合情報基盤副センター長から、大学の経費で購入したパソコンであれば無制限にインストールができること、常に最新のバージョンが利用可能であること、大学で一括契約することにより、個別ライセンス管理が不要となること等の補足説明があり、協議の結果、直近の経営協議会及び4月開催の役員会で審議することが了承された。

(8) 平成26年度長期借入金及び長期借入金償還計画の認可申請について

学長から、本件は、平成26年度において民間金融機関及び独立行政法人国立大学財務・経営センターより長期借入金の借入並びにその償還計画について諮る案件である旨の説明があった。

次いで、財務部長から、平成26年度において職員宿舎及び留学生宿舎整備事業の第1期工事として、職員宿舎(鍋島宿舎・大和町宿舎)の整備ために民間金融機関より借入予定である長期借入金(221,244千円)、並びに附属病院再整備のために独立行政法人国立大学財務・経営センターより借入予定である長期借入金(1,279,395千円)について、国立大学法人法第33条及び第34条に基づき、長期借入金の借入及び長期借入金償還計画に係る認可申請書を文部科学大臣宛提出する旨の説明があり、協議の結果、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することが了承された。

(9) 平成26年度学長経費(営繕事業)の選定について

学長から、本件について、本学の平成26年度の学長経費(営繕事業)の事項を選定する案件である旨の説明があった。

次いで、環境施設部長から、選定に至った経緯について、部局から要求のあった113事業について、規模、工事内容を勘案し、学長経費（営繕事業）の対象候補として事業を抽出し、それらに対し4つの評価軸（緊急、重点、老朽、環境）により評価し原案を作成したこと、また平成26年3月6日開催の施設マネジメント委員会で審議・了承済みである旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

- (10) その他
特になし。

【 報告事項 】

- (1) 平成25年度佐賀大学学位記授与式及び平成26年度佐賀大学入学式の挙行について
総務課長から、学位記授与式と入学式の開催について、関係各位に対し、出席についての案内があった。
- (2) 役員会等定例会議の予定について
総務課長から、平成26年度の定例会議の開催予定について説明があり、原則としている開催日から変更している分は、下線で表示し備考欄にその理由等を付している旨等の報告があった。
- (3) 就職内定状況について（3月12日現在）
就職支援課長から、3月12日現在の就職内定状況について報告があった。
- (4) 平成25年度佐賀大学「学内研究プロジェクト」及び「研究シーズ」の評価について
中島理事から、平成25年度学内研究プロジェクトの評価及び平成25年度学長経費による研究シーズのヒアリング審査結果について報告があった。
- (5) その他
特になし。

【 その他 】

- 新理事体制、経営協議会学内委員の選考及び学長補佐については、役員会終了後引き続き、役員で検討することとなった。

以 上